

議案第 2 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに対して本年 6 月に支給する期末手当の支給割合を暫定的に引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものである。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは「100分の195」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。